

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第8号 令和4年3月28日発行



盛岡地域市民後見人養成定期研修会を開催しました

1月25日(火)、岩手教育会館において、盛岡地域市民後見人の会会員及び盛岡市市民後見人名簿登録者の方々を対象に「市民後見人定期研修会」を開催しました。この研修会は、定期的に学習する機会を設けることにより、市民後見人として活動する際に必要となる知識・技術のさらなる向上を図るとともに、活動意欲を保持していただくことを目的に実施しています。毎回、実際の市民後見人活動に役立つ内容となるようテーマを設定しています。

例年2回程開催しており、第1回目は昨年9月に開催しており、今回は第2回目の開催でした。今回は、次の内容で開催しました。

①市民後見人活動の実際（複数後見）

～死亡時の対応について～

【講師：市民後見人・司法書士】

市民後見人と司法書士が複数で後見していたケースの死後事務について、お話をいただきました。

本ケースの場合、被後見人は70代後半で比較的落ち着いて暮らしていたところ、転倒が引き金となり、突然亡くなりました。後見人は、死亡について親族や関係機関へ通知することから始まり、葬儀までの段取り、年金関係等行政の窓口での届出等、多岐に渡る様々な手続きに対応していきました。死後1か月後には、家庭裁判所に後見終了報告と報酬付与申立を行っています。

迅速かつ細やかな対応に受講者一同、大変関心させられました。

後見活動において、死後事務は、いずれは対応することになるものですが本ケースのように突然、遭遇する場合があります。実際に行った具体的な対応内容は、大変参考になるものでした。

研修会の様子



②申立支援の状況と市民後見人への期待

【講師：滝沢市地域包括支援センター】

滝沢市地域包括支援センターからは、介護保険を始め、様々な相談を受ける中で成年後見制度利用に向けて、申立支援を行ったケース（親族申立支援2件、市長申立1件）について、説明をいただきました。

令和3年3月現在、滝沢市では、高齢者のみの世帯は5,880世帯（全世帯の21.8%）、このうち半数を超える3,050世帯が一人暮らしの高齢者世帯とのことです。

住み慣れた地域で暮らし続けることを希望する高齢者にとって、ともに同じ地域に暮らし、寄り添ってもらえる市民後見人の存在はとても大きいこと、これからの活躍に期待しますとのエールをいただきました。

③市民後見人推薦制度の創設について

【説明：盛岡広域成年後見センター】

市民後見人養成講座の修了者が年々増えている中、市民後見人を目指して、候補者名簿に登録する方が増えています。

一方、高齢化、単身世帯の増加等を背景に、成年後見制度の利用を必要とする方は増えており、一方で支える側となる後見人不足は深刻な状況となっています。

そこで、市民後見人の推薦を現行の首長申立事案に加え、広く市民後見人を選任できる仕組みとして、「市民後見人推薦制度」を創設することにした旨を説明しました。

※ 現時点で趣旨に賛同された34名の方々から名簿登録のお申し込みを受けています。

盛岡地域市民後見人情報交換会を開催しました

3月18日(金)、今年度2回目となる市民後見人情報交換会を開催しました。
市民後見人として受任されている方(終了した方を含む)10名が参加しました。

初めに、それぞれの活動についての報告をしていただきました。

報告からは、市民後見人の皆さんがコロナ禍で被後見人の方々と思うように面会等が出来ない状況にありながらもそれぞれの方の心身の状態や環境の変化を丁寧にくみ取る努力をされながら、ご本人が安心して暮らせるよう、対応している様子を伺い知ることができました。市民後見人の活動には、ご本人の権利や暮らしを守るという大切な役割と責任が伴いますが、真摯に後見活動に取り組まれている皆さんから成年後見制度の一端を支えているという自負と誇りも感じたところでした。

情報交換会では、来年度から新たにスタートする「市民後見人推薦制度」の進捗状況についても報告し、意見交換を行いました。

最後に、次年度の情報交換会の持ち方について話し合いました。

これまでは、年2回程の開催としてきたところですが、次年度からは、2か月に1回、年6回の開催とすることとしました。

内容としては、「事例検討」、「研修」を行うとともに、「市民後見活動の手引き」の見直しを行うこととしました。

次年度からは、新たに「市民後見人推薦制度」がスタートし、市民後見人として活動する方々の増加も見込まれます。

当センターでは、引き続き、市民後見人の皆さんの後見活動をサポートしていきたいと考えています。



当日の出席者の皆さんです。
写真撮影の時だけマスクを外しました。

盛岡広域地域連携実務者ネットワーク会議を開催しました

当センターでは、令和2年10月に「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を設置しました。

協議会は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう成年後見制度が必要に応じて適切に利用できる仕組みを構築していくため、盛岡広域における関係する機関・団体が連携し情報の共有化を図ることを目的とし、毎年度会議を開催しています。

この会議と併せ、実務者レベルの会議も開催し、成年後見制度をとりまくより具体的な課題等について情報交換等を行っています。今年度は、次のとおり開催しました。

○1月12日(水)

参加対象：地域包括支援センター及び在宅介護支援センター

○1月19日(水)

参加対象：基幹相談支援事業所及び相談支援事業



会議では、成年後見制度普及に向けた課題等について、忌憚のない意見交換が行われました。

地域包括支援センターからは、成年後見制度利用に向けての積極的に申立支援を行っていることや専門職後見人との関係、制度利用に向けての普及啓発の重要性等について挙げられました。

相談支援事業所からは、ケアマネジャーのように担当ケース数の定めがなく、相当数のケースを担当しており、申立支援まで対応するのは厳しい現状にあるとのお話がありました。

当センターとしては、それぞれの事業所の実情にあった対応を図って行きたいと考えています。制度利用に関する困りごと等、いつでもご相談いただければと思います。

盛岡広域成年後見センターで受理した相談から

今回は、相談から申立支援まで行ったケースについてご紹介します。



- 相談者のAさんは、病気療養中の夫の申立の相談に来所しました。
- 夫名義の不動産処分のために後見申立を行いたいとのことでした。
- 申立人はAさん、後見人にも夫のことを一番よくわかっている自分がつきたいとのこと、後見人候補者もAさんとする事で申立書類を整えていくことになりました。
- 病気の夫を献身的に支えてきたAさんには、その思いを申立書に記載するよう勧めました。
- Aさんは、自分の年金だけで生計を立てることは難しく、夫の年金があつての生活でした。後見人に専門職が就くことも想定し、Aさんには、夫の年金から毎月どの位の援助が必要か確認するよう伝えました。Aさんは、申立書の作成と並行しながら、生活費の把握に努め、必要額を算出し、収支見込みに記載しました。
- 初回相談から2か月後、家庭裁判所に申立を行うことができました。
- その後、家庭裁判所から身上監護はAさん、それ以外については専門職（弁護士）との審判がありました。この決定に従い、Aさんは、夫の預貯金を選任された弁護士に委ねました。その際、弁護士からは、「収支見込みに基づき生活費を送金しますが不都合がある場合は、相談しましょう。」とのお話があったとのこと、とても安心したされたようでした。
- さらに、懸案事項であった不動産の処分も弁護士に全面的に対応してもらうことができました。先日、久しぶりにセンターを訪ねて来たAさんは、弁護士が後見人について「何だか味方が出来たみたいでうれしいです。」表現されました。

※ Aさんは、自分は後見人になれないかもしれない、自分になれない時はどのような人が後見人につくのだろうと不安を抱えながらの申立でしたが、「味方が出来たみたいでうれしい。」との言葉に制度利用につながり、本当によかったなあと思いました。

【参考】今年度の相談状況

相談件数	相談形態				主な相談内容					相談者の住所					
	電話	来所	訪問	その他	財産管理	身上監護	制度内容	申立手続	その他	盛岡市	滝沢市	雫石町	紫波町	矢巾町	その他
2月末現在 566件	308	206	47	5	2	4	203	283	74	386	31	11	50	24	64

盛岡家庭裁判所書記官との意見交換

今年度3回目となる盛岡家庭裁判所書記官との意見交換を3月14日(月)に行いました。

当日は、裁判所からは主任書記官をはじめ4名にご対応いただきました。

当センターからは石橋理事長以下3名が出席し、相談状況と新たに創設する「市民後見人推薦制度」について伝えました。相談に関しては、特に①準備する申立書類の量に驚かれる方が多いこと、②必ずしも希望した親族が後見人に選任されるとは限らないということで申立を見合わせるケースがあること、③専門職後見人や監督人の報酬及び対応についての相談も寄せられていること等について、率直にお伝えしました。「市民後見人推薦制度」については、34名の方から登録希望があったこと等を伝えました。

裁判所からは、申立については一定の情報が必要であること、親族が選任されないことについてのクレームは裁判所にも届いているが後見人は被後見人が亡くなるまでずっと就くこと、被後見人の課題（遺産分割や負債等）を洗い出し、対応していくという点では専門職後見人の方が良い面もある等の説明がありました。

「市民後見人推薦制度」については、専門職後見人のなり手不足は大変深刻であり、市民後見人の活躍に大きな期待を寄せているとのことでした。この推薦制度については、今後も協議を重ねながら進めて行くこととなりますが、意欲ある市民後見人の活躍の場が広がっていくものと思います。

成年後見制度の相談について

当センターでは、制度利用を必要とする方が「利用しやすく、利用してよかった」と実感してもらえるよう、丁寧な相談対応に努めています。また、相談内容によっては、専門的な助言を弁護士から受ける体制も整っています。

- ・制度や申立手続きについて詳しく知りたい
- ・親族後見人になったが事務処理に不安があるなど、お気軽にご相談ください。

- 相談方法
- ① 電話相談
 - ② 来所相談（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）
 - ③ 出前相談（自宅や施設等へ出向くことも可能です。）

○相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

○電話 019-626-6112 FAX 019-656-0612

※相談にお車でいらした場合は、岩手教育会館の駐車場の利用に限り、1時間を限度として駐車券を差し上げます。

来所相談や出前相談をご希望の場合は事前予約をお願いします。

チラシについて

昨年度末に成年後見制度を広く知っていただきたく普及・啓発用のチラシとポスターを作成し、関係機関の皆様へ送付いたしました。

チラシの残部がなくなった等の場合等は、ご連絡願います。必要枚数を郵送いたします。

この1年間を振り返って

今年度は、コロナ禍で断念した講演会や研修会もあり、出前講座の依頼も減少する等、コロナの影響を随所に受けながらの1年でした。

このような中でも、相談件数は600件を超える見込みで、前年度の400件に比較し、大幅に増加しました。また、市民後見人の養成に係る講座は、基礎講座からフォローアップ研修、定期研修と予定通り実施することができました。

次年度は、センター業務を受託して、3年目を迎えることとなります。この2年間の取り組みを通じて感じた様々な課題の解決、相談・研修の充実等に向けて、地域連携ネットワークを構成する関係機関や団体の皆様と連携しながら取り組みを進めていきたいと考えています。

引き続きどうぞよろしくお願いたします。



↓【チラシはこちらです】

高齢者や障がい者の安心な生活サポートに
成年後見制度
の利用も、考えみませんか！

事業のご案内 — 啓発・相談活動 —

- ・電話や事務所内での相談
成年後見制度の内容・利用方法や手続きなどについて、わかりやすくお伝えします。
- ・出前講座や相談
福祉施設や家庭等に出席して、成年後見制度について、わかりやすくお話しして、ご相談をお受けします。
- ・親族後見人や市民後見人の活動相談
親族や市民後見人の活動について、電話や事務所内でご相談をお受けします。

利用案内

- 電話 019-626-6112
（窓口にお越しになる場合は、事前に電話でご連絡をお願いします。）
- 時間 電話相談/月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
来所相談/月曜日～金曜日 9時～17時
（岩手教育会館内（岩手県庁2階）に1階増設研修室を新設しています。）
- 休日 土曜日、日曜日、祝日、振替休日、年末年始
- 場所 岩手教育会館2階
盛岡広域成年後見センター「もりおか」事務所内
- アクセス 盛岡市役所
盛岡城跡公園「中央通一丁目」「築館川橋前」「映画館通

盛岡広域成年後見センター
〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号（岩手教育会館2階）
特定非営利活動法人 成年後見センター「もりおか」

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

URL <https://www.koukennet.org>



地図

盛岡家庭裁判所 岩手県庁 盛岡市役所 盛岡東警察署

岩手銀行本店 中央通 大通

サンビル 菜園通 盛岡城跡公園(岩手公園)

カワク

成年後見センター「もりおか」
(岩手教育会館2階)

アクセス センターまでの最寄りのバス停

①盛岡城跡公園バス停 ③映画館通バス停
②菜園川橋前バス停 ④中央通一丁目バス停(岩銀本店前)